

## 令和8年度政府保証債発行予定額

(単位:億円)

区分	令和7年度当初 (a)	変更後		令和8年度予定			主な発行体
		(b)	(b)−(a)	(c)	(c)−(a)	(c)−(b)	
30年債	200	100	▲100	−	▲200	▲100	
20年債	1,400	1,550	150	700	▲700	▲850	(一財)民間都市開発推進機構、 (独)日本高速道路保有・債務返済機構
15年債	500	450	▲50	900	400	450	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (一財)民間都市開発推進機構
12年債	200	200	−	600	400	400	(独)住宅金融支援機構
10年債	2,705	2,705	−	5,855	3,150	3,150	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (独)住宅金融支援機構等
9年債	−	−	−	120	120	120	(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構
7年債	2,600	2,600	−	900	▲1,700	▲1,700	(株)日本政策投資銀行
6年債	−	−	−	90	90	90	(株)民間資金等活用事業推進機構
5年債	1,422	1,422	−	1,400	▲22	▲22	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (株)民間資金等活用事業推進機構
4年債	3,900	3,900	−	2,000	▲1,900	▲1,900	地方公共団体金融機構
3年債	2,500	2,500	−	4,072	1,572	1,572	原子力損害賠償・廃炉等支援機構、 (株)産業革新投資機構等
2年債	4,800	3,300	▲1,500	2,300	▲2,500	▲1,000	(株)産業革新投資機構、 預金保険機構
1年債	3,000	−	▲3,000	1,000	▲2,000	1,000	電力広域的運営推進機関
小計(注1)	23,227	18,727	▲4,500	19,937	▲3,290	1,210	
外債	20,720	73,220	52,500	123,550	102,830	50,330	(株)国際協力銀行、 (独)国際協力機構等
合計	43,947	91,947	48,000	143,487	99,540	51,540	

(注1)上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は事業の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定している(5年未満の年限)。

(注2)本予定については、機関毎に、事業の進捗状況等に応じた年限及び金額の変更がありうるほか、事業の取り止めや延期等により発行を行わない場合がある。

## 令和8年度政府保証債発行予定額(機関別・年限別)

(単位:億円)

機 関 名	20年	15年	12年	10年	9年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	小計 (注1)	外債	合計
(株)国際協力銀行													-	117,750	117,750
(独)国際協力機構													-	3,600	3,600
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	300	800		3,350				1,040					5,490		5,490
(独)住宅金融支援機構			600	1,300									1,900		1,900
(株)日本政策投資銀行				400		900							1,300	2,200	3,500
預金保険機構											800		800		800
(株)産業革新投資機構				600						1,500	1,500		3,600		3,600
原子力損害賠償・廃炉等支援機構										2,500			2,500		2,500
(株)民間資金等活用事業推進機構							90	360					450		450
(株)海外交通・都市開発事業支援機構				50									50		50
電力広域的運営推進機関												1,000	1,000		1,000
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構					120								120		120
(一財)民間都市開発推進機構	400	100		100									600		600
中部国際空港(株)				55						72			127		127
地方公共団体金融機構									2,000				2,000		2,000
合 計	700	900	600	5,855	120	900	90	1,400	2,000	4,072	2,300	1,000	19,937	123,550	143,487

(注1)上記のほか、(株)日本政策金融公庫及び(株)日本政策投資銀行は事業の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定している(5年未満の年限)。

(注2)本予定については、機関毎に、事業の進捗状況等に応じた年限及び金額の変更がありうるほか、事業の取り止めや延期等により発行を行わない場合がある。